

～消費者注意情報～

薄毛治療（AGA治療）に関する相談が増加しています
～ AGA治療にはクーリング・オフが適用されません ～

令和5年7月31日

相談事例

ネット広告に「無料カウンセリング」とあったAGA専門のクリニック。3日前、カウンセリングを受けるだけのつもりで出向いたところ、早く治療したほうがよいと服薬1年間と注射4回コースの治療を勧められ、総額約100万円の契約を結んだ。その日のうちに頭皮へ注射をし、薬を一月分処方された。よく考えると高額で支払いが不安なのでクーリング・オフしたいが、可能か。（20歳代 男性）

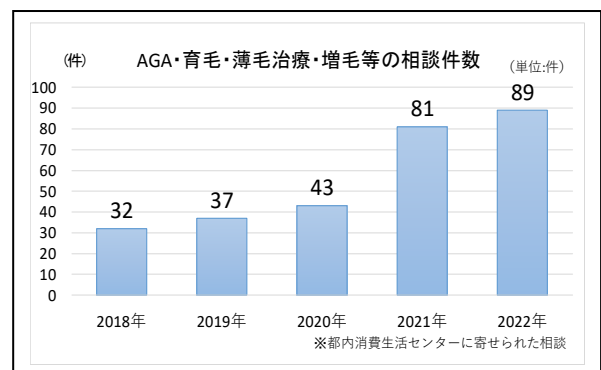
ここに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ AGA治療は、クーリング・オフできません。事前によく調べてから契約しましょう。

AGA治療の契約に関する相談が増加しています。最近では若者や女性からも相談が多く寄せられるようになりました。

AGA治療は特定商取引法の指定役務に該当しないため、クーリング・オフできません。

また、各クリニックが独自に価格設定できる自由診療であるため、同じ治療内容でも支払額に大きな差が生じたり、中途解約時の解約料が高額になる場合もあります。



★ カウンセリング時には、治療内容等だけでなく、契約内容についても納得できる説明を受けてから契約しましょう。

カウンセリングを受ける際には、治療内容とその効果やリスク、服薬の有無や副反応だけでなく、契約内容や中途解約の条件などについても十分に説明を求めましょう。例えばホームページに「効果がなければ返金保証」と記載があっても、細かい条件が付されていて、対象外となることもあります。

また、無料カウンセリング後に「今日中に契約したら安くなる。」などと勧誘されても、その場で契約することは極力避け、しっかり検討してから契約しましょう。

即日施術を勧められる場合も要注意です。特に薬については、体に合わなくても返品・返金ができないケースが多いので、長期間の処方 avoided ほうが良いでしょう。

★ トラブルが生じたら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

強引な勧誘を受けたり、解約する際にトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155
お近くの消費生活センター 局番なし188（消費者ホットライン）